

地域環境保全基金と環境教育

福岡大学法学部教授 浅野直人*

1. 地域環境保全基金の創設

1989年度の補正予算によって、都道府県と政令市に対して、地域環境保全基金創設のための国庫補助の措置が講じられた。この基金は、地域における環境保全事業の継続的実施のための財政的裏付けを確保することを目的として、創設されたものである。

九州各県でも、福岡県の10億円を筆頭に、各県及び北九州市・福岡市にそれぞれ、4億円の基金が創設された。基金による事業は、基金の運用益によるものとされており、福岡市の場合には、90年度、2,648万円の予算が組まれている。

基金の運用から生ずる収益は、地域環境保全活動のための基盤整備事業、地域環境保全に関する知識普及事業その他環境保全活動に関する事業に要する費用に充てるものとされている。地域環境保全基金によって行われる事業は、このように、主に環境保全のためのいわゆるソフト的基盤整備を中心とする。そのうちでも特に重要な位置を占めるのが「環境問題に対する知識の啓発・普及」に関する事業であり、これは「環境教育」を意味するものと理解されている。

2. 環境情報の伝達と環境教育

辞書によれば、「教育」とは、「知識を与え、

個人の能力を伸ばしていくためのいとなみ。

現代では、一定期間、計画的、組織的に行う学校教育をさす場合が多い」(広辞苑第三版)と説明されていることからもわかるように、「環境教育」という用語も、ともすれば、学校教育を中心とする「教育」のなかで環境問題を取り扱うこととうけとられがちである。

地球環境保全基金の設置状況（単位：億円）

年 度	1990		
全 国	408		
北 海 道	10	京 都	8
青 森 県	4	大 阪	20
岩 手 県	4	兵 庫	14
宫 城 県	8	奈 良	4
秋 田 県	4	和 歌 山	4
山 形 県	4	鳥 島	4
福 島 県	4	根 島	5
茨 城 県	4	岡 山	6
栃 木 県	4	島 嶼	8
群 馬 県	4	口 山	4
埼 玉 県	6	徳 島	4
千 葉 県	5	香 川	4
東 京 都	100	愛 媛	4
神 奈 川 県	16	高 知	4
新 潟 県	4	福 岡	18
富 山 県	4	佐 賀	4
石 川 県	4	長 崎	4
福 井 県	4	熊 本	4
山 梨 県	4	大 分	4
長 野 県	10	宮 崎	4
岐 阜 県	4	鹿 児 島	4
静 岡 県	10	沖 縄	4
愛 知 県	14		
三 重 県	4		
滋 賀 県	30		

(注)都道府県及び政令指定都市で設置された基金の額。

平成2年4月調べ。(平成2年度中の積増し予定期額を含む)。

資料:環境庁調べ。

*当協会理事

もちろん、「教育」という概念には「生涯教育」(社会教育)も含めて考えるべきであり、さらに広義には、企業が従業員に対して行う「企業内教育」も含めうることからすれば、「環境教育」という用語を広く用いることが適當でない、とはいえないが、一般には狭い言葉と捉えられがちな「環境教育」の言葉を使うときには、それが、単に、学校教育の中での知識の伝達や能力開発だけを意味しているのではない、という基本的な認識をもつべきことについて、十分な注意が必要であろう。

ところで、広義の「環境教育」における中心的課題は、上述のとおり、「環境問題」に関する情報の伝達である。しかし、情報伝達のための情報伝達に終わってはならないのであり、最終的には、情報の受け手が、得られた情報にもとづいて、環境保全のための行動を開始することが望まれる。情報の伝達も、このような目的をより効率的に達成できるように、情報の伝達対象を選択し、伝達すべき情報の内容を吟味し、伝達手法についての工夫をする必要がある。特に、環境に関する情報は、観念的・抽象的な論議だけでは、十分に伝わらない。最新のデータにもとづいた視聴覚資料の果たす役割が大きい。さらに、現場を踏まえた情報伝達が効果的であり、現場視察・施設見学などを効果的に実施できるような体制を準備することが、きわめて重要であろう。

3. 環境教育の諸対象——政策形成・決定者等への「環境教育」

環境保全の施策を効果的に実施していくためには、地域や企業の政策形成・決定を最終的に行っている人々やこれらの人々を補佐し、

政策形成・決定のための資料を作成・提供している人々に対して、的確に、環境に関する情報を提供する必要がある。広義の「環境教育」は、このように、行政や企業のトップに対して、積極的に試みられる必要がある〔もっとも、これを「環境教育」と呼ぶことには抵抗があろうが、その他の対象に対する情報提供を、ことさら「環境教育」というのであれば、この場合も同様に呼ぶことが許されよう〕。この場合には、体系的な大量の情報を、具体的な政策課題に直接むすびつくような形で、コンパクトに加工した情報として提供されることも必要であり、行政や企業の政策課題に熟知し、かつ環境に関する情報を的確に整理・提供できるスタッフを要する。スタッフを、当該行政や企業内部に求めることが望ましいが、一定規模を超える行政組織や企業組織で、環境保全部門をもっている場合でも、スタッフの訓練・教育が不断に行われる必要があり、これらスタッフに対する最新の情報提供を欠かさないような体制づくりが必要である。さらに、環境保全部門のスタッフが十分でない行政や企業のトップに対して、たとえば、市町村アカデミーで行われている、トップマネージメントセミナーの環境版のような企画を行ったり、業界団体を通じての情報提供などの工夫も意義があり、積極的に機会が設けられることが望まれる。「環境教育」の積極的実施のためには、講師や情報メディア・機器等をも整備したプログラムを準備しておくことが望まれるが、このプログラムのうちに、以上のような、政策形成・決定者用のプログラムが含まれるならば、効果的であろう、と考えられるところである。

4. 義務的諸学校・中等教育の中での環境教育

学校教育の中での、環境教育の意義についても、しばしば指摘されるとおりである。ただ、義務的諸学校や高等学校のような場での「環境教育」は、学校教育現場のカリキュラム体系との整合性が必要であり、教育委員会や学校現場との密接な連絡、協議が不可欠である。その意味では、地域環境保全基金事業の重点を、学校教育としての環境教育に置くことには、かなりの無理があるようにも思われる。義務的諸学校における環境教育の位置づけについては、文部省の教育カリキュラムの検討の中で十分に検討されることが望ましい。

もっとも、これまでも、小学校における社会・理科などのカリキュラムにあわせて、地域環境の保全について副教材を準備し、学習対象に含める工夫が行われてきたし、このような努力は今後も続けられる必要があり、さらに、十分に検討された副教材を提供することの意義は少なくない。ただし、この場合に、実際の教育にあたる教員が的確な情報を把握している必要があり、児童・生徒用の教材の準備だけでなく、教員用の指導資料を十分に提供する必要があると思われる（昨年度に大阪府環境保健部が作成した、「環境にやさしい暮らしと社会を求めて（小学生向け環境教育の手引き）」は、低学年用と高学年用にわかれしており、このような点に配慮した評価できる試みである）。ともすれば、学校教育の場での環境教育というときにも、主に、環境サイドの発想、副教材が準備されたり、学校現場の事情を無視した企画にもとづく要請が行われたりしていなかったか、と反省させられなくもない〔ある都市で環境管理計画を実施するために学校教育の活用を提唱したところ、学

校現場はこのような外部からの企画の応対に追われている実情にある、と逆に訴えられた経験をもつ。いかに、コミュニケーションが必要であるかを痛感した次第である〕。

学校教育現場での環境教育について、基金事業として、取り組める範囲については、前述のように限界を感じないわけでもないが、環境の地域特性を踏まえ、地域の特色を活かし、児童・生徒の学年と発達段階に応じたカリキュラムの開発・検討及び必要な学習資料の準備をすすめることは必要である。おそらく、このようなカリキュラムは、低学年では、地域により密着した話題がとりあげられ、高学年になるほど、日本全体、アジア、地球規模と視点を拡げていくものとなるだろうが、環境問題が常に足下の問題と結びつき、地域環境問題の解決こそが、地球環境問題解決の第一歩である、との認識を、高学年での教育カリキュラムの中でも失わせない工夫が望まれる。ともすれば、知識注入のみに終わりがちな、教育システムに埋没させるようでは「環境教育」の意義が疑わしいものとなるからである。それと同時に、教育にあたる教員に対して情報を提供し、環境保全行動についての理解を得るために、教員を対象とする「環境教育」も重視することが検討されるべきであろう。少なくとも、今日の地球環境問題は、大企業の横暴によるもので、それを告発していくことで問題解決できる、といった単純な図式では割り切れない複雑さがあることを認識した上で指導にあたってもらうことが最低限度必要であるように思われる。

5. 幼児教育・大学等の教育と環境教育

幼稚園・保育所の園児に対する教育も大切

である。この面でのカリキュラムの開発も急がれるところである。そして、これらの教育・保育施設にあっては、義務的諸学校よりも弹力的に、環境教育の要請に応じうる体制にあろう。基金事業としての環境教育の対象としては、現場教育を含めた、体制を準備していく必要があり、幼稚園・保育所関係者を交えた、環境教育推進のための研究・実施組織を作って検討することも考えられよう。

地域の環境づくりの事業として、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等のいわゆる上級学校における「環境教育」への取組みを期待することは、義務的諸学校教育でのそれ以上に困難であるかもしれない。しかし、3で指摘した事柄と同様に、将来、政策形成・決定担当者となりうる人々や技術開発の先端を担うべき人々、あるいはそれらの人々の活動を支援していく人々への「環境教育」の必要性は、改めて指摘するまでもない。ただ、たとえば、現在の大学の教育カリキュラムは、学際的・分野横断的な内容については、きわめて脆弱であり、担当者の個人プレーによる「単位認定制度」に固執しすぎる傾向にある。外部からの指示・干渉を認めない、大学カリキュラムの改革は、当面、内部的な努力を待つ以外はなさそうである（ちなみに筆者は、現在、九州大学法学部・工学部・教養部、北九州大学法学部及び本務校の福岡大学法学部でさきやかに環境法を講義する機会を与えられているが、時間数その他を考えても十分なことはできていない）。ただ、技術系学部教育で、特に実験を伴う教育を実施する学部では、せめて、使用済み試薬の適切な処理義務など、最低限度の環境倫理観念を身につけさせる「実質的意義における環境教育」は必須としてほ

しいが、これも担当教員の認識に頼るほかはない状況にある、というべきであろうか。それにしても、大学教育の場では、環境教育に不可欠な、視聴覚教材を駆使できる教室施設も不十分である。せめて、基金事業として、視聴覚資料やパンフレット類を利用しやすい形で整備してあれば、大学教育の現場にも役立つものと思われる。

6. 生涯教育と環境教育

学校教育の場で行われる教育と連携し、かつ学校教育を受けるべき年齢層をこえて、あらゆる世代にわたって、知識・情報を伝達していくとする「生涯教育」の場での「環境教育」は、地域環境保全事業としての環境教育と深いかかわりをもっているといえよう。

これまで、広く、環境に関心をもつ市民に対して、適切な情報を提供し、環境保全のための活動への参与をうながす活動が、さまざまな形で試みられてきている。ただ、これらの企画も、講演会・シンポジウム・視聴覚資料の視聴など、一方的な情報発信を見聞きする形式に止まっていることが多いようである。さきに述べたように、環境は、現場を抜きに理解しにくいものである。現場視察・施設見学などの体験学習の機会を提供することは、準備と手間を必要とし、企画者には負担とはなるが、その手間以上の効果を期待できる。また、自ら、環境影響についての記録をとり、環境保全・改善行動に参与する機会を作ることも有用である（これを運動的な観点で、いわば強制的に展開することはかえって永続的な協力を困難にする場合もあるのではないか、と思われる。自發的に、日常生活のなかに自然に定着した環境改善行動としてい

くことを目指していくことが、長期的には環境保全により多くの寄与をもたらすものといえよう。「すこしでも、現在よりも良くなれば！」といったゆとりをもった、地域環境保全行動をめざしたい)。

生涯教育の中でも、環境教育は、小人数のグループの着実な学習の場を用意し、その拡大・成長を図ることが望まれる。行政の行う企画としては、残念ながら、与えられた予算を与えられたスタッフによって効率的に消化するための事業計画に中心点が置かがちである。著名な講師を招いて、イベントを行うことはマスコミにも取り上げられやすく、また上記の行政のニーズにも適うので、そのような企画に重点がおかがちであるが、長期的に考えれば、これのみに重点をおく事業計画はからず惰性に陥ってしまうであろうと危惧される。それよりも、地域での講師を育成し、不足の部分を視聴覚資料で補って、草の根の環境講座を、多く組織し、数多くの人の情報伝達に力を注いではどうだろうか。県庁所在地で行う講演会に600人を動員することと、30人を動員して行う講座を20回開催することの意義は、後者の方が、遙かに拡がりをもつてなかろうか(もっとも、手間と費用も遙かに要するからこそ歓迎されないであろうが)。

現在の生涯教育の一環としての「環境教育」のネックは、適切な講師・資料の不足である。日本環境協会は、人材データバンクを準備している。しかし、このような全国ネットの重装備の(つまり利用しようとすれば、講師謝金・旅費・日程調整などの制約が多い)人材だけでなく、もっと地域に密着した、軽装備の人材データ・バンクを組織的に整備する必

要があろう。

このためには、環境教育リーダー講習(仮称)のような企画をたて、講習受講者に、リーダーとしての資格認定を行い、草の根の環境教育の人材資源としていくことも考えられる。この場合に、さらにきめこまかく考えるならば、資格を、教育対象別、また環境分野別にわけることも考えられる。たとえば、学校教育・生涯教育・企業内教育など、さらに環境汚染対策・自然環境保全・リサイクル・快適環境創造など、さまざまの分野を考えることができる。

それとともに、重装備のデータバンクに登載された人材を利用する代わりに、その講演の録画資料やその他の視聴覚資料を簡便に利用できるようにすることは、度々指摘するところ、きわめて重要なことである。しかし、視聴覚資料は、完全に整備すれば、かなりの高額にのぼる。そこで、このような場面に、基金を活用することが望ましい。また、最近は、既存の文書情報を映像化して、投影する機器が多数開発されており、これらの機器を活用できれば、比較的安価なソフトを利用して、効果的な情報伝達が可能であるとも考えられる。

このような資料は、利用し易い索引の付いた資料目録とともに整備されるべきであり、さらには、3でも指摘したように、講師と一緒にそれら資料を利用できるようにした、いわば環境教育プログラムないし教育メニューのようなかたちの、いわば、ソフト・データとのパッケージのようなかたちで、必要に応じて、提供できる準備ができるものか、と考えられる(現状は、人材のデータ・バンクが不十分である上、講座企画が、時間的余

裕なしに行われているのではないかと思われる。筆者の場合には、折角の依頼を受けても、時間の折り合いがつかずに、出掛けることを断念せざるをえない例が多い)。

そこで、行政機関よりも、むしろ第三セクターや、九州環境管理協会のような公益法人で、行政の区域にとらわれないで活動している組織に委託して、このようなプログラム整備をさせる、といったことも考えられなくもない。もっとも、この場合も広報を十分にすることが前提であり、関係行政機関の連絡・調整がうまくいっていることが前提条件となることは否定しえないことである。

7. ある「環境問題市民講座」の経験

以上に延々と、一般的な論議を述べてきたが、ここで、筆者が企画を依頼されたある市民講座のプログラムのご紹介をしよう。

共通のテーマと毎回のサブ・テーマは次のような内容であった。

「わたしたちの生活と環境問題——考えてみよう環境にやさしい暮らしの工夫」

第1回 わたしたちの生活と環境問題——身近な生活と地球規模環境とのかかわり——

第2回 さわやかな空気と澄んだ水——ふくおかの大気汚染・水質汚濁——

第3回 「静けさ」と音の風景——音の科学、生活の音——

第4回 ゴミが積もれば、丘ができ——廃棄物とその再生——

第5回 わたしたちのゴミの行方——東部清掃工場と伏谷ダム見学——

第6回 歴史が息づいた活力あふれる都市づくり——快適環境・景観をめぐる福

岡のプラン——

第7回 地球が危ない、わたしたちにできること——環境づくりと国際協力——

この講座は福岡市内で開かれたので、福岡をテーマにする企画が多かったが、第1回を筆者が担当したほか、筆者が毎回出席し、司会と報告者との掛け合い漫才や質問の誘導にあたった。第2回は市の環境局係長経験者を、第3回は国立大学の音響学講座の教官を、第4回は市の環境局の計画係長を、第5回は現場係員を、第6回は市の都市計画・景観行政担当者を、さらに第7回は私立大学の国際環境法講座担当教員をゲストに迎えた。毎回ビデオ・スライド・OHPなどを使用し、特に第3回には音のレベル等についてのアメリカの学会で作成された録音資料(CD)を使用して、実際に音を聞いて実感するなど、知的興味をそそらせる話がつづき、筆者もおおいに勉強になったほどであった。2月近く続いた講座であったが、毎回約25名～30名の出席であり、うち半数が皆出席という結果であり、ささやかな試みではあったが、具体的な話を中心とする講座であれば、関心をひきつけ得るとの確信を得た次第であった。この講座はどちらかといえば、環境の全般にわたる企画であったが、対象者に限定がなかったことなどからあえて、焦点を絞らなかったことがかえってよかつたようであった。もちろん、この種の企画は主催者の理解なしには、容易には実現しえないことである。また、人材の確保と言う面でも、直ちにどこでも実行できるとは限らない。しかし、行政担当者の資質は相当なものであり、研究室のスタッフとの共同体制をくむことによって、効果的にこのよう

な企画を進めることができることを認識させられた。「環境教育」についてはまだ論すべきことが多いが、与えられた紙面も尽きたので、ひとまずここで筆を置くことにしたい。

著者略歴

氏名：Naohito Asano

学歴：九州大学法学部卒（昭和41年）

九州大学大学院法学部研究科修士課程

修了（昭和43年）

法学修士

職歴：九州大学法学部助手

福岡大学法学部講師（昭和47年）

福岡大学法学部助教授（昭和49年）

福岡大学法学部教授（昭和55年）

民法・不法行為法担当

著者：「環境・防災法」（共著）1986年 ぎよ

うせい

「最近の重要環境公害判例」（共著）1987

年 有斐閣

委員：福岡県公害審査会委員

福岡市公害対策審議会委員（会長代理）

大牟田市公害健康被害認定審査会委員

大牟田市公害対策審議会委員

春日市個人情報保護審議会委員

環境庁中央公害対策審議会専門委員及

び各種検討会委員（最近は成層圏オゾ

ン層保護検討会委員、窒素酸化物自動

車排出総量規制方策検討会委員）

国土がはげる

東京行きの飛行機が高度を下げて、こごしい房総半島の山地を横切るとき、頂上一帯にかなり広く草付きのある風景が目に入る。まぎれもなくゴルフ場である。緑と水資源問題を考えるとき、小さな国土がいたる所で芝生化されつつあるこれらの姿に胸が痛む。日本は幸いにも樹林帯がなんとか残っている（この評価は大変甘いのかもしれない）が、中国や欧州のように千数百年

来、人が木を伐り続けたところでは、前者は復元力がなくなって丸裸となり、後者は芝生の大地となっている。

気象条件もあるだろうが、これは鉄器時代以来の代償である。ゴルフでは代償にも値しない。生態系変化や地下水汚染による被害は、間違なくやってくるような気がする。

昭和59年12月7日の日記から

（当協会理事部長 白石 直典）